

1. 計画の目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、都行動計画にもとづき市が作成する計画で、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、政府行動計画および東京都行動計画が全面改定されたことに伴い、市の行動計画を全面改定する。

次の2点を主たる目的として対策を講じる。

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
- 市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

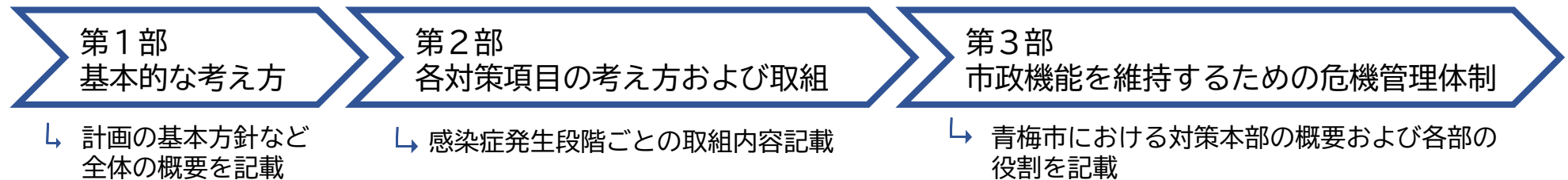
2. 新型インフルエンザ等対策における市の役割

○政府の基本的対処方針にもとづき、市で行うべき対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。

○地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、政府の基本的対処方針にもとづき的確に対策を実施する。

○対策の実施に当たっては、都や近隣の市町村と密接な連携を図る。

3. 計画の構成



4. 改定のポイント

(1) 政府行動計画および東京都行動計画の内容と整合性を図る。

➢ 記載が必須とされている項目が多い。

(2) 対象とする疾患を、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の呼吸器感染症も想定する。

➢ 指定感染症（現在感染症法で位置づけられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの）を追加する。

「青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画 令和8(2026)年3月改訂版」の概要

- (3) 新型コロナウイルス対応を踏まえた課題を明確にし、対策を着実に新計画に反映させる。
- 令和6年度に新型コロナウイルス感染症対応を振り返り、報告書を作成した。それを踏まえ、明確になった課題の対策を新計画に反映させた。
 - 市の各課の意見を集約し、実際に対応した取組を新計画に反映した。
 - 国および東京都から示された対策に加え、青梅市独自の項目として、医師会との連携や支援に関する取組を追記した。

【主な課題と対策】

前計画の取組	主な課題	対策
① サーベイランス・情報収集	感染拡大当初は、市が保有する情報が限られていたため、詳細な情報の求めに対応できなかった。	国・保健所等と連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。 ➡P18、20
② 情報提供・共有	H Pや広報等で情報発信していたが、即時性の高い情報発信は限定的だった。	S N S等を活用し、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供を行う。 ➡P19、20、29、36など
③ 住民相談	新型コロナウイルス感染症にかかる専門部署がなかったため、急激に増加した業務と問合せの対応が困難であった。	必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的に対応を進める。また、必要に応じてコールセンターを設置し、住民相談に対応する。 ➡P28、29など
④ 感染拡大防止	市が備蓄している感染対策物資と施設が必要としている物資の間に相違があり、マスク等の在庫は新型コロナが収束した後も、相当数が残存した。	必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 ➡P26
⑤ 予防接種	集団接種の予約枠が限られているなかで接種券を一斉送付したことにより、コールセンターがパンク状態であった。	接種目標数を把握し、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、外部委託による業務負担の軽減も考慮する。 ➡P31など
⑥ 医療	医療現場が逼迫するなか、発熱外来やP C R検査体制の拡充等のニーズが高まり、医師会との連携が不可欠だった。	医師会と平時から連携体制について確認し、有事の際は必要な支援の提供等を検討する。 ➡P18
⑦ 市民経済および市民経済の安定の確保	マスクや消毒液の急速な需要拡大や買占め等が見受けられた。	関係業界団体等に対し、供給の確保や便乗値上げの防止等を要請する。 ➡P42

5. 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて対応が異なることから、あらかじめ発生の段階ごとに対応方針を定めておくことが重要なため、以下のとおり発生段階を設定する。

- 準備期・・・新型インフルエンザ等の発生前の段階
- 初動期・・・新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
- 対応期・・・都内・市内で新型インフルエンザ等が発生してから、流行が収束するまでの段階

6. 対策の基本項目

- 本行動計画は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」ことおよび「市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するために、具体的に対策を定めている。
- それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を主な対策項目とする。

	概要
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関との緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めていく。 ➢ 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備をもとに、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等が発生し、偽・誤情報の流布等の恐れがある。 ➢ 各種対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民が適切に判断・行動できるようにする。
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 適切な医療の提供と合わせてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。 ➢ 病原性や感染性等に関する情報やワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的対応方針を柔軟かつ機動的に切り替える。
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。 ➢ 接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命および健康を保護する。 ➢ 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得る。
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるように、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策を講ずる。
⑦市民生活および市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。 ➢ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活および市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

「青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画 令和8(2026)年3月改訂版」の概要

発生段階と対策項目の関係

	準備期 (発生前の段階)	初動期 (海外や国内で新型インフルエンザ等の感染症が発生した段階)	対応期 (都内・市内で新型インフルエンザ等が発生してから収束するまでの段階)
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 医師会および関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生（疑いを含む）が確認された場合の措置（市対策本部等） 	<ul style="list-style-type: none"> 国が定める基本的対処方針の内容を踏まえた対応を実施
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供 双方向のコミュニケーションの体制整備の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生状況・感染対策等の迅速かつ分かりやすい情報発信 偏見や誤解を生まない適切な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生状況・感染対策等の迅速かつ分かりやすい情報発信 偏見や誤解を生まない適切な情報発信
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画に基づく、まん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策の実施（市民への基本的な感染対策の啓発）
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制構築の準備 情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築（接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> 接種の実施 接種の状況等の必要な情報を市民へ周知・共有
⑤保健	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察への協力 都が実施する日常生活に必要なサービスの提供等への協力
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄および在庫状況の確認 	—	—
⑦市民生活および市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市の施設における感染防止対策 施設の利用縮小の検討およびイベントの中止等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活の安定の確保を対象とした対応 市民経済の安定の確保を対象とした対応